平成２８年（フ）第２０７６号
愛知県海部郡大治町大字西條字北屋敷93番地の２
破産者　株式会社五和
１　決定年月日　平成29年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６２４号
名古屋市熱田区横田２丁目１番32号
破産者　トーヨーシステム株式会社
１　決定年月日　平成29年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７８４号
最後の住所　名古屋市名東区藤が丘162番地藤が丘団地５棟204号
破産者　亡杉下貴史相続財産
１　決定年月日　平成29年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３６３号
名古屋市西区児玉３丁目33番19―101号
破産者　株式会社ドリックス
１　決定年月日　平成29年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７４号
三重県度会郡南伊勢町村山454番地１
破産者　共同コンクリート有限会社
１　決定年月日　平成29年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第７５号
三重県度会郡南伊勢町古和浦303番地３
破産者　株式会社島津建設
１　決定年月日　平成29年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第７６号
三重県度会郡玉城町宮古726番地１
破産者　有限会社都砂利産業
１　決定年月日　平成29年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第７７号
三重県伊勢市津村町1663番地50
破産者　株式会社ヤマカワ
１　決定年月日　平成29年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
京都府京丹後市弥栄町和田野760番地
破産者　有限会社やさか工芸
１　決定年月日　平成29年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第４０号
北海道旭川市永山１条２丁目３番21号
破産者　有限会社エイムワン
１　決定年月日　平成29年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１号
北海道旭川市永山１条２丁目３番21号
破産者　株式会社テクノス
１　決定年月日　平成29年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５０号
川崎市高津区末長４丁目23番25―101号
破産者　サンエアー工業株式会社
１　決定年月日　平成29年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４９５号
川崎市宮前区有馬８丁目３番16号
破産者　株式会社オーシャン
１　決定年月日　平成29年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４９６号
川崎市宮前区有馬８－３－16
破産者　株式会社タイヨープランニング
１　決定年月日　平成29年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２５号
金沢市太陽が丘２丁目182番地
破産者　有限会社ワタカン
１　決定年月日　平成29年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３９９７号
大阪市大正区小林西１丁目１番１号
破産者　医療法人常磐会
１　決定年月日　平成29年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９１号
岡山県玉野市槌ケ原909番地
破産者　山鐘物産株式会社
１　決定年月日　平成29年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２３号
岡山県玉野市槌ケ原1002番地１
破産者　山本鐘夫こと　ＳＨＩＮ　ＪＯＮＧＭＡＮ（辛鐘萬）
１　決定年月日　平成29年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２５号
岡山市東区西大寺中野960番地23
破産者　山本　敏行
１　決定年月日　平成29年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７１号
香川県高松市田町４番地29
破産者　株式会社魚忠
１　決定年月日　平成29年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１１０号
徳島県名西郡石井町石井字石井317番地１
破産者　桒村　美徳
１　決定年月日　平成29年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８０号
徳島県徳島市山城西３丁目34番地　吉川普方２Ｆ、旧住所徳島県徳島市昭和町８丁目５番地の17　フローラ201号室
破産者　上川　琴美
１　決定年月日　平成29年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月